

○盛岡・紫波地区環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

平成11年2月26日規則第1号

改正 令和元年5月1日規則第2号

（目的）

第1条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成11年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（縦覧の期間等）

第2条 条例第4条第2号の規定による縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前8時30分から午前12時まで、午後1時から午後5時までとする。

（縦覧の手続）

第3条 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第4条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- （2） 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- （3） 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- （4） 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

（意見書の記載事項）

第5条 条例第6条第2項の意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- （1） 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地
- （2） 施設の名称
- （3） 生活環境の保全上の見地からの意見

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、報告書等の縦覧手続及び意見書の提出方法に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年6月12日から施行する。

附 則（令和元年5月1日規則第2号）

この告示は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式

縦覧申込書

平成 年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長

様

住所

氏 名

電話番号

盛岡・紫波地区環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則第3条の規定により、生活環境影響調査結果の縦覧を次のとおり申込みます。

記

縦覧の日時	年	月	日	時	分
縦覧の目的					
施設の設置又は変更に関する利害関係の有無	有無				
(利害関係が有の場合の内容)					